

令和 8 年 3 月
警 察 庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 8 年 1 月 30 日から同年 2 月 28 日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、13 件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和 8 年内閣府令第 13 号)

2 命令等の案を公示した日

令和 8 年 1 月 30 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、本内閣府令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 13 件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	13 件
電子メール	0 件
郵 送	0 件

〈 凡 例 〉

スマホ用署名用電子証明書： 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書（同法第16条の14第1項の規定により効力を失っていないものに限る。）をいう。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

改正案について、

- 住所変更ワンストップサービスにおいて、スマートフォンに搭載した電子証明書の利用を認めることに賛成する
- スマホ用署名用電子証明書は、スマートフォンの紛失又は盗難時等に本人以外に利用される可能性があると思われることから、安全性を確保する施策を講じるべきである

といった御意見がありました。

スマホ用署名用電子証明書は、スマートフォンOSから操作できないセキュリティの高い領域に格納されており、その利用に暗証番号の入力を必須としているため、仮に、スマートフォンを紛失し又は盗難にあった場合であっても、正しい暗証番号がなければ第三者が利用することはできないものと承知しており、原案のとおりとさせていただきます。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 自転車の交通ルールに関する御意見
- 外国人の免許に係る運用に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。